

## 食品ロス削減月間キャンペーン業務委託仕様書

### 1 事業目的

「食品ロスの削減の推進に関する法律」には、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することが示されているほか、地方公共団体は食品ロス削減月間（10月）において、その趣旨にふさわしい事業の実施に努めることとされている。

このことから、市内のスーパーマーケット等（主に生鮮食料品を販売する店舗又は売り場を有し、本キャンペーンの趣旨に賛同する事業者をいう。）を会場に家庭における食品ロス削減や、スーパーマーケット等での売れ残りなどの食品ロス削減協力を呼びかけるキャンペーンを実施することにより、本市における食品ロス削減の機運を高めることを目的とする。

### 2 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年11月29日（金）まで

### 3 事業概要

- (1) 本事業で使用するキャッチコピーを作成すること。
- (2) 啓発資材である、のぼり、ポスターおよびチラシを作成し納品すること。
- (3) インターネット上で取り組むことができる食品ロス削減に関するクイズサイトを作成、公開および運用するとともに、全問正解者から抽選で決定した当選者に、景品を送付すること。

### 4 業務委託の内容

- (1) 本事業で使用するキャッチコピーの作成

#### ア 内容

以下の項目に沿ったキャッチコピーを作成すること。

- (ア) 本事業の目的に沿った高い啓発効果が認められるとともに、分かりやすいものであること。
- (イ) 子どもから高齢者まで幅広い世代の市民および地域社会への食品ロス削減意識向上を進め、日頃の食品購入、調理、廃棄等において行動変容を促すもの

(ウ) 市からの広報であることおよび市内のスーパーマーケット等が一体となって食品ロス削減啓発を実施していることを印象づけるもの

#### イ 権利

作成したキャッチコピーに関する一切の権利は、市に帰属することとする。

### (2) 啓発資材の作成および納品

令和6年10月の一か月間、各スーパーマーケット等や市の施設などで掲示、設置、配布する次の啓発資材を作成し、市に納品すること。

#### ア デザイン

(ア) (1)で作成したキャッチコピーや食品ロス削減を呼びかける内容などを記載するものとし、PR効果が十分に期待できるものを考案すること。

(イ) 見やすさ、分かりやすさに配慮するとともに、それぞれの啓発資材について統一感のあるデザインのことを考案すること。

(ウ) 文字やレイアウト等の詳細については、市と協議のうえ決定することとし、校正は各啓発資材につき3回行うこと。

#### イ 種類、規格および数量等

(ア) のぼり

サイズ(縦)1,800mm×(横)600mm、材質テトロンポンジ、全周縫い上がり、のぼり上部および左側に乳紐取り付け、防炎加工、数量120枚

(イ) ポスター

サイズB2、片面、フルカラー印刷、数量120枚

(ウ) チラシ

サイズA4、両面、フルカラー印刷、数量28,000枚

#### ウ チラシの内容

(ア) チラシは、各スーパーマーケット等や市の施設などに設置するほか、市内全小学校を通じ児童に配布することから、裏面に小学生向けの啓発情報を掲載することとし、内容は別紙「チラシ裏面原稿(小学生向け)」を参考とすること。

(イ) チラシ表面には、本業務で作成するクイズサイトのURL情報等を記録したQRコードを記載すること。

#### エ 成果品

(ア) 作成した啓発資材は、令和6年9月19日(木)までに市に納品すること。

(イ) 作成した啓発資材のデザインデータ（A I、J P E G、P D F形式）を収録したC D - Rを1枚納品すること。納品データは、市ホームページ、市公式S N S等に掲載する。（掲載期間：令和8年3月まで）

#### オ 権利

(ア) 作成した啓発資材は、著作権に関する関係法令により保護されているため、納品時に著作物（イラスト、写真等）の取扱いを記載した「著作物の利用方法および条件について」を提出すること。

(イ) 納品された啓発資材（納品データを含む。）について、上記以外に権利者の許諾を要する利用をしようとするときは、別途協議するものとする。

### (3) クイズサイトの作成等および景品の送付

#### ア 食品ロス削減クイズ

食品ロス削減を楽しく学ぶことができるクイズを作成するとともに、クイズを掲載するウェブサイトを構築すること。クイズは2択問題とし、小学生から高齢者まで理解できる問題と解答を全5問作成すること。

#### イ ウェブサイトの構築

(ア) 使用するサーバーは、海外サーバーでないこと。

(イ) デザインは、(2)で作成する啓発資材に関連したものとし、本キャンペーンと関連するウェブサイトであることが容易に認識できるものとする。また、見やすさ、分かりやすさを重視したレイアウトとすること。

(ウ) パソコンおよびスマートフォンそれぞれで最適な表示がされるようにするほか、簡易な操作性等ウェブアクセシビリティに留意すること。

(エ) 令和6年9月19日（木）から令和6年10月31日（木）までの期間参加できるものとする。

(オ) 抽選参加者が自動返信メール等により、参加確認ができるよう設定すること。

(カ) ソフトウェアおよびレンタルサーバー等、約款による外部サービスの利用において、抽選参加者の個人情報取り扱いが取り扱われることのないようにすること。

#### ウ タイトルおよびドメイン

検索されやすいキーワードを含み、食品ロス削減月間に秋田市が行うことがイメージし易いものとする。

#### エ 検索エンジン最適化対策（S E O対策）

検索エンジンで上位表示されるよう努めること。

#### オ 更新および保守管理

(ア) 本業務委託の完了まで、ウェブサイトは継続して公開すること。

(イ) 抽選参加者数又はアクセスログ等について、適宜市に報告すること。

#### カ 情報セキュリティ対策

(ア) 取り扱う個人情報の電子データをインターネット接続系ネットワークに一時的に保存する時は、暗号化してパスワードを設定すること。

(イ) 取り扱う情報資産について、市の指示又は承諾がある時を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。また、保管場所への外部記録媒体等の持ち込みは必要最低限にとどめること。

(ウ) 情報の送信、情報資産の運搬・提供時には、暗号化やパスワードの設定、鍵付きケースへの格納等を行うこと。

(エ) 信頼できるネットワーク回線を選択すること。

(オ) ウェブサイトへの不正な侵入、本ウェブサイトの停止や障害の発生を予防し、また、障害発生時の影響を最小限に食い止めるため、十分な対策を講じること。

(カ) 第三者からのサーバーへの不正なアクセス等により改ざんや消失、毀損が生じた場合には、原因を解明し速やかに対策を講じるとともに報告すること。

(キ) サーバーへのログインを管理者のみに制限し、不正アクセスを防止すること。

#### キ 個人情報の取扱い

適切な保護措置を講じるとともに、契約にあたっては別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

#### ク 景品の送付

(ア) 景品の当選者は市が抽選することから、抽選参加者を市が指定する方法により、令和6年11月7日（木）までに市に報告すること。

(イ) 市が通知する当選者にすみやかに景品を送付すること。

(ウ) 景品は、数種類準備することとし、総額10万円程度で市と協議して決定すること。なお、送料、梱包資材および手数料等、景品の送付に係る諸経費についても含むこととする。

#### ケ 成果品

- (ア) 作成したウェブサイトインターネット上に公開すること。
- (イ) 作成したウェブサイト全ページの表示デザインデータ（A I、J P E G、P D F形式）を収録したC D - Rを1枚納品すること。

#### コ 権利

- (ア) クイズサイト作成に係る成果品は、著作権に関する関係法令により保護されているため、納品時に著作物（イラスト、写真等）の取扱いを記載した「著作物の利用方法および条件について」を提出すること。
- (イ) クイズサイト作成に係る成果品について、上記以外に権利者の許諾を要する利用をしようとするときは、別途協議するものとする。

#### (4) 企画運営管理

- ア 業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する者を配置し、業務の全般にわたり技術管理を行わせること。
- イ 事前に業務スケジュールおよび業務実施体制を記載した書類を提出すること。

#### 5 業務完了報告

受託者は、業務が完了したときは、業務完了報告書、実績等を14日以内に提出すること。

#### 6 再委託等について

- (1) 受託者は、業務の全部又は主たる部分を再委託してはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ再委託届を提出し、承認を得ること。

#### 7 その他

- (1) 本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の経費を含むものとする。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本業務の終了後においても、同様とする。
- (3) 受託者は、本業務を履行する上で関係法令等を遵守すること。
- (4) 受託者は、重要と認める事項については、あらかじめ市と文書で協議し、承認を得なければならない。
- (5) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、市および受託

者双方の協議により決定するものとする。

## 8 本業務委託にあたって参考とする事項

- (1) 秋田市「食品ロス削減月間キャンペーン（令和5年度）」

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/recycle/1021994/1035537.html>

- (2) 秋田市の食品ロス削減の取り組み

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/recycle/1021994/index.html>

- (3) 秋田市食品ロス実態調査

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/recycle/1006071/1022724.html>

- (4) [食品ロス削減] 食べもののムダをなくそうプロジェクト(消費者庁)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/food\\_loss/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/)

- (5) 食品ロスポータルサイト（環境省）

<https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/index.html>

# なくそう！ 食品ロス

＼もったいないをなくそう／

10月1日→31日は食品ロス削減月間

食品ロスとは、まだ食べられるのにすてられてしまう食品のことです。日本では、1年間に約523万トンの食品ロスが発生しています(令和4年度)。1人あたりにすると、1日にお茶わんかやく1杯分(約114グラム)の食べ物をすてていることに…もったいない☹️  
食べ物を無駄にしないために、わたしたちにできることから始めてみましょう！



家庭ごみ100袋から出てきた食品ロス  
(秋田市がおこなっているごみ袋の開封調査の写真)

## 食品ロスをへらすためにわたしたちにできること

感謝してのこさず食べよう

みんながごはんを食べることができるのは、食べ物を育てる人、とどける人、売る人、料理をする人などたくさんの人のおかげです。ありがたい気持ちをわすれずに食べよう♥️

食べきれぬ量をもりつけよう

給食やおうちでごはんを食べるとき、自分の食べきれぬ量だけもりつけよう。もっと食べられそうならおかわりしよう！

## おうちのひととやってみよう

買い物に行く前に冷蔵庫の中をチェックしてみよう

冷蔵庫の中をスマホで撮影するのもおすすめ！

すぐに使いきれないときは冷凍など保存方法を工夫しよう

野菜の食べられる皮やしんは食べましょう

## 食品ロスクイズ

Q.日本で1年間に発生した食品ロスは523万トン。

これは25mプールにすると約何杯分？

①100杯分 ②1,000杯分 ③1万杯分

クイズのこたえ ③1万杯分